



※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。

お知らせ

甘楽町奨学金返還支援助成金  
(かんら未来人財応援事業)

若者の定住促進と町内企業の活性化を図るため、町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。

**対象者** 次の全てに該当する人

- ▼大学、短大、専修、大学院を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人
- ▼町内に住所を有し、または町内企業に勤務する人
- ▼4月1日現在で30歳未満の人
- ※公務員を除きます。

**申請受付期限** 9月30日(金)

※助成金額など、詳細はホームページをご覧ください。

**申請・問い合わせ**

企画課企画調整係  
☎(74) 3133



申告書等情報取得サービス  
のご案内

マイナンバーカードを利用して所得税申告書等のPDFファイルを取得できます。

・税務署に足を運ぶことなく申請

から取得まで手続きできます。

- ・書面で申告した人もPDFファイルで取得でき、印刷も可能です。
- ・手数料はかかりません。

**対象年分** 令和2年分・令和3年分(令和5年5月1日以降は、令和4年分が追加されます)

**対象文書** 所得税および復興特別所得税確定(修正)申告書、青色申告決算書および収支内訳書

**申請方法**

- ①パソコンまたはスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。
- ②e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

※閲覧申請データの送信およびe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。

**問い合わせ**

富岡税務署  
☎(63) 2235



児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

◎ 児童扶養手当

**受給資格者** 次の①～⑨の支給要件に該当する18歳以下の児童(障

がいがある場合は20歳未満)を養育している母か父、または父母に代わって養育している人

※支給期間は、児童が18歳になった年度の末日まで(児童に障がいがある場合は20歳未満)となります。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者
- ④父または母の生死が不明
- ⑤父または母から1年以上遺棄
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁
- ⑧未婚の母の子
- ⑨父母ともに不明(孤児など)

◎ 特別児童扶養手当

**受給資格者** 身体または精神にある程度以上の障がいがある児童(20歳未満)を監護している父母、または養育している人

↳ 共通事項

▼所得制限限度額を超える場合は支給されません。

▼児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※支給要件を満たして受給していない人は、福祉係までご相談

ください。

■ 現況届・所得状況届を忘れずに  
すでに受給している人は、毎年8月に現況届・所得状況届の提出が必要です。忘れずに手続きしてください。

**問い合わせ** にこにこ甘楽

福祉課福祉係 ☎(67) 5162

児童扶養手当QR

特別児童扶養手当QR



こどもものづくり技能塾参加者募集

溶接・木工・機械加工が体験できる!

**日時** 8月6日(土) 10:00~15:30

**場所** 群馬県立高崎産業技術専門校

**対象** 小学5・6年生 24人

**参加費** 無料

**申込期限** 8月5日(金) 12:00

**問い合わせ**

県労働政策課産業人材育成室

☎027-226-3412



県HP



申し込みフォーム